

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年3月21日(2024.3.21)

【国際公開番号】WO2022/270460

【出願番号】特願2022-541690(P2022-541690)

【国際特許分類】

C 0 8 L 3 3 / 1 0 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 F 2 2 0 / 1 0 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

C 0 8 L 3 3 / 1 0

C 0 8 F 2 2 0 / 1 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年7月5日(2022.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(メタ)アクリル樹脂、及び、有機溶剤を含有する(メタ)アクリル樹脂組成物であって、

下記(1)~(3)のいずれか1つを満たし、

前記有機溶剤中に含まれるOH基の重量濃度が9.0重量%以上28.0重量%以下である、(メタ)アクリル樹脂組成物。

(1)前記(メタ)アクリル樹脂は、重量平均分子量が12万以上30万以下の高分子量(メタ)アクリル樹脂(A)を含有し、

前記高分子量(メタ)アクリル樹脂(A)中に含まれるOH基の重量濃度が0.4重量%以上2.0重量%以下である。

30

(2)前記(メタ)アクリル樹脂は、重量平均分子量が30万を超え50万以下である高分子量(メタ)アクリル樹脂(B)を含有し、

前記高分子量(メタ)アクリル樹脂(B)中に含まれるOH基の重量濃度が1.3重量%以上3.5重量%以下である。

(3)前記(メタ)アクリル樹脂は、重量平均分子量が0.5万以上10万以下である低分子量(メタ)アクリル樹脂(C)を含有し、

前記低分子量(メタ)アクリル樹脂(C)中に含まれるOH基の重量濃度が1.3重量%以上3.5重量%以下であり、

前記(メタ)アクリル樹脂中に含まれるS原子の重量濃度が250ppm以上20000ppm以下である。

40

【請求項2】

(1)を満たし、かつ、重量平均分子量が0.5万以上10万以下である低分子量(メタ)アクリル樹脂を含有し、前記低分子量(メタ)アクリル樹脂中に含まれるOH基の重量濃度が1.3重量%以上3.5重量%以下であり、高分子量(メタ)アクリル樹脂(A)100重量部に対する前記低分子量(メタ)アクリル樹脂の含有量が0.1重量部以上10重量部以下である、請求項1に記載の(メタ)アクリル樹脂組成物。

【請求項3】

(1)又は(2)を満たし、かつ、高分子量(メタ)アクリル樹脂(A)又は(B)のエタノールへの溶解度が10重量部/エタノール100重量部以上である、請求項1に記載

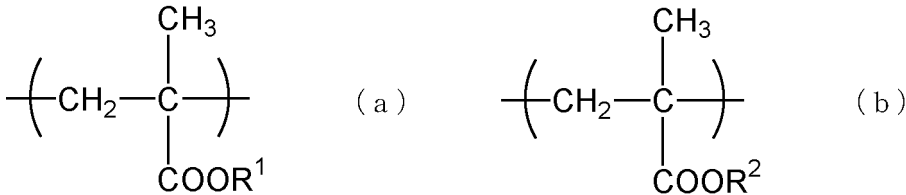
50

の（メタ）アクリル樹脂組成物。

【請求項 4】

（１）又は（２）を満たし、かつ、高分子量（メタ）アクリル樹脂（Ａ）又は（Ｂ）は、全構成単位に対して、下記式（a）で表される構成単位を 79 重量％以上 96 重量％以下、下記式（b）で表される構成単位を 3.1 重量％以上 17 重量％以下含有する、請求項 1 又は 3 に記載の（メタ）アクリル樹脂組成物。

【化 1】



10

式（a）中、R¹は炭素数 1～8 の直鎖状又は分岐状アルキル基を表し、式（b）中、R²は、水素原子の少なくとも 1 つが OH 基で置換された炭素数 2～4 の直鎖状又は分岐状アルキル基を表す。

【請求項 5】

（１）又は（２）を満たし、かつ、高分子量（メタ）アクリル樹脂（Ａ）又は（Ｂ）中に含まれる OH 基の重量濃度に対する有機溶剤中に含まれる OH 基の重量濃度の比（有機溶剤中に含まれる OH 基の重量濃度 / 高分子量（メタ）アクリル樹脂（Ａ）又は（Ｂ）中に含まれる OH 基の重量濃度）が 4.5 以上 46.2 以下である、請求項 1 又は 3 に記載の（メタ）アクリル樹脂組成物。

20

【請求項 6】

（２）を満たし、かつ、（メタ）アクリル樹脂は、高分子量（メタ）アクリル樹脂（Ｂ）のみからなるものであり、前記（メタ）アクリル樹脂中に含まれる S 原子の重量濃度が 250 ppm 以上 2000 ppm 以下である、請求項 1 又は 3 に記載の（メタ）アクリル樹脂組成物。

【請求項 7】

請求項 1～3 の何れかに記載の（メタ）アクリル樹脂組成物、無機微粒子、及び、可塑剤を含有する、無機微粒子分散スラリー組成物。

30

【請求項 8】

請求項 7 に記載の無機微粒子分散スラリー組成物を用いてなる、無機微粒子分散成形物。

40

50